

徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、市町村及び民間事業者等が行う地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく県計画における事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象事業）

第2条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 介護施設等の整備に関する事業
 - (2) 介護従事者の確保に関する事業
- 2 前項第1号のうち、創設又は改築に該当する事業においては、当該施設について福祉避難所の市町村指定を受けるものとする。
- 3 前項の創設又は改築に該当する事業とは、別表1に掲げる「(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業」における創設分又は改築分とする。

（交付額の算定方法）

第3条 前条第1項第1号の事業については、別表1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、市町村等が行う事業に係る第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と同表第2欄に定める補助基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額とを比較して少ない方の額以内の額を補助額とする。ただし、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に掲げる額を補助額とする。

- (1) 別表1の第1欄の「(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「(6) 介護職員の宿舎施設整備事業」 第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額
 - (2) 別表1の第1欄の「(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」 第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める補助基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額
- 2 前条第1項第2号の事業については、別表2の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める補助金交付対象者が行う事業に係る第3欄に定める対象経費の実支出額（第4欄に定める額を限度とする。）と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表第5欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を補助額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助金交付対象者が申請する補助金所要額が前2項にお

いて算出した補助額より低い場合は、補助金交付対象者が申請した額を補助額とする。

4 前3項の規定により算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の対象外費用)

第4条 次に掲げる費用は、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他事業の実施について適當と認められない費用

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金申請額総括表（別紙1）
- (2) 補助金申請額内訳表（別紙2-1、2-2、2-3、2-4）
- (3) 事業計画書（別紙3-1、3-2、3-3、3-4、3-5）
- (4) 当該補助金に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (5) その他交付申請に当たって必要と認められる書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定めるものとする。

4 補助金交付対象者は、申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時ににおいて消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付決定の条件となる。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (3) 額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) 前号の規定に基づき知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、別表1の第4欄及び別表

- 2の第3欄に定める対象経費の区分ごとに20パーセント以内の配分の変更とする。
- 2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 補助金申請額総括表（別紙1）
- (3) 補助金申請額内訳表（別紙2-1、2-2、2-3、2-4）
- (4) 事業計画書（別紙3-1、3-2、3-3、3-4、3-5）
- (5) その他変更（中止・廃止）承認申請に当たって必要と認められる書類

- 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 第2条第1号の事業（以下「施設整備事業」という。）については、補助事業者（市町村を除く。）は、工事に着手した日から10日以内に工事着工届（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 施設整備事業については、補助事業者は、工事等進捗状況報告書（様式第4号）により、各年12月末現在の工事進捗状況を翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金精算額総括表（別紙4）
- (2) 補助金精算額内訳表（別紙5-1、5-2、5-3、5-4）
- (3) 事業実績報告書（別紙6-1、6-2、6-3、6-4）
- (4) 当該補助金に係る歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (5) その他実績報告に当たって必要と認められる書類

- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第8号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は、市町村である補助事業者に対しては、規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後に、市町村以外の補助事業者は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(補助金調書等)

第14条 規則第16条の補助金調書は、様式第6号による。

2 規則第16条の補助金調書及び帳簿並びに証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械器具とする。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月12日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月6日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月16日から施行し、令和元年度（平成31年度）分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月9日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年10月8日から施行し、令和6年4月1日以後に行う事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行し、令和7年4月1日以後に行う事業について適用する。

別表1

1 区分	2 補助基準単価	3 単位	4 対象経費
(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業(サテライト型居住施設・事業所を含む。)			
地域密着型サービス施設等の整備			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
小規模な介護老人保健施設	69,200千円	施設数	
小規模な介護医療院	69,200千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,960千円	整備床数	
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	41,500千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円	施設数	
介護予防拠点	11,000千円	施設数	
地域包括支援センター	1,480千円	施設数	
生活支援ハウス	44,100千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数	
施設内保育施設	14,800千円	施設数	
介護施設等の合築等			
上記の「地域密着型サービス施設等」に掲げる施設の合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額		上記に準じる
空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム	11,000千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
特別養護老人ホーム	1,400千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			

1 区分	2 補助基準単価	3 単位	4 対象経費
(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業(サテライト型居住施設・事業所を含む。)	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円 整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
		介護老人保健施設	69,200千円 施設数
		介護医療院	69,200千円 施設数
		養護老人ホーム	2,960千円 整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円 整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
	災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円 整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
		介護老人保健施設	69,200千円 施設数
		介護医療院	69,200千円 施設数
		養護老人ホーム	2,960千円 整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円 整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。

(注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができます。

1 区分		2 補助基準単価	3 単位	4 対象経費
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費 (定員30名以上の広域型施設等)	1,036千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
	介護老人保健施設			
	介護医療院			
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	養護老人ホーム			
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	5,200千円	施設数	
	(定員29名以下の地域密着型施設等)			
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
	小規模な介護老人保健施設			
	小規模な介護医療院			
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所	17,400千円	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	520千円	定員数	
	施設内保育施設	5,200千円	施設数	

1 区分		2 補助基準単価	3 単位	4 対象経費	
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業		介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費		特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。	
(定員30名以上の広域型施設等)		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
		介護老人保健施設			
		介護医療院			
		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
		養護老人ホーム			
		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
(定員29名以下の地域密着型施設等)		地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		520千円 定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	
		小規模な介護老人保健施設			
		小規模な介護医療院			
		小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
		認知症高齢者グループホーム			
		小規模多機能型居宅介護事業所			
		看護小規模多機能型居宅介護事業所			
		小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費		8,640千円	施設数	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。	
・介護予防拠点		260千円	定員数		
		2,600千円	施設数		

1 区分	2 補助基準単価	3 単位	4 対象経費
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業	<p>【本体施設】 (定員30名以上の広域型施設等)</p> <p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 養護老人ホーム</p> <p>（定員29名以下の地域密着型施設等）</p> <p>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な養護老人ホーム 施設内保育施設</p> <p>【合築・併設施設】 (定員29名以下の地域密着型施設等)</p> <p>定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 認知症対応型ティサービスセンター 介護予防拠点 地域包括支援センター 生活支援ハウス 緊急ショートステイ</p>	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1 (補助率) 1／2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

1 区分	2 補助基準単価	3 単位	4 対象経費
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	既存施設のユニット化改修 「個室 → ユニット化」改修 「多床室 → ユニット化」改修	1,480千円 2,960千円	整備床数 整備床数
	ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化		
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	906千円	整備床数
介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 		4,330千円	施設数
共生型サービス事業所の整備		1,290千円	事業所数
注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。			

1 区分	2 補助基準単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率	
(5) 介護施設等における新型コロナウィルス感染拡大防止対策支援事業	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,340千円	台（定員数を上限とする。）	簡易陰圧装置を設置するため必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業					
	・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,240千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
	・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,410千円	1か所		1/3
	・家族面会室の整備等経費支援	4,330千円	施設・事業所		1/3

1 区分	2 補助基準単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
(5) 介護施設等における新型コロナウィルス感染拡大防止対策支援事業	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,220千円	定員数 介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

1 区分	2 補助基準単価	3 単位	4 対象経費
(6) 介護職員の宿舎施設整備事業	介護職員の宿舎施設整備事業 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33m ² ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	(補助率) 1/3 特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

別表2

1 区分	2 補助金交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	
基盤構築を行つたための事業	介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等） 市区町村介護人材確保プラットホーム構築事業 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施等事業	一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、資金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10／10
参入促進に資する事業	地域における介護のしごと魅力発信事業 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業 イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業 ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業 ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業 介護未経験者に対する研修等支援事業 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業 イ 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業 ロ 介護現場における多様な働き方導入モデル事業 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業 イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一括支援事業 ロ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業 ハ 介護の周辺業務等の体験支援 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業 外国人留学生及び1号特定技能外国人の受け入れ環境整備事業 イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 ロ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業 イ 福祉系高校修学資金貸付事業 ロ 介護分野就職支援金貸付事業	徳島県内に所在する介護保険法に基づく全サービスを提供する事業所を運営又は開設する法人	介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1／3
	一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、資金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10／10	

1 区分		2 補助金交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率
資質の向上に資する事業	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10／10
	イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業				
	ロ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業				
	ハ 介護支援専門員資質向上事業				
	喀痰吸引等研修の実施体制強化事業				
	介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業				
	各種研修に係る代替要員の確保対策事業				
	潜在介護福祉士等の再就業促進事業				
	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業				
	イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業				
	ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業				
	地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業				
	権利擁護人材育成事業				
	イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業				
	ロ 介護相談員育成に係る研修支援事業				
	介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業				
	介護施設等における防災リーダー養成等支援事業				
	外国人介護人材研修支援事業				
労働環境・待遇の改善に資する事業	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	徳島県内に所在する介護保険法に基づく全サービスを提供する事業所を運営又は開設する法人	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者の日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に要する経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10／10
	介護職員長期定着支援事業	一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10／10
	イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業				
	ロ 介護事業所におけるハラスマント対策推進事業				
	ハ 若手介護職員交流推進事業				
	新人介護職員に対するエルダー、メンターリスト等導入支援事業				
	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業				
	イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業				
	ロ 介護テクノロジー導入支援事業				
	ハ 介護生産性向上推進総合事業				
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	二 介護事業所における両立支援等環境整備事業				
	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10／10
	介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員の代替要員の派遣等）事業				
	外国人介護人材受入施設等環境整備事業				
	離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業				
	外国人介護人材確保支援事業				

(注1) 知事が別に定める要件を満たすものに限り3／4

(注2) 知事が別に定めるものに限り10／10

様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

年度徳島県地域医療介護総合確保基金
事業費補助金（介護分）交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり
関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 事業の区分

3 関係書類

- (1) 補助金申請額総括表（別紙1）
- (2) 補助金申請額内訳表（別紙2-1、2-2、2-3、2-4）
- (3) 事業計画書（別紙3-1、3-2、3-3、3-4、3-5）
- (4) 当該補助金に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (5) その他交付申請に当たって必要と認められる書類

4 補助事業完了予定年月日

年 月 日

5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名 連絡先

（注1）補助金申請額内訳表及び事業計画書については、必要な様式を選択して使用する
こと。

（注2）予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業に要する経費の配分の変更
の内容の変更の承認を受けたいので、徳島県地域医療介護総合確
の中止（廃止）

保基金事業費補助金（介護分）交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添え
て申請します。

1 補助事業名 年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

- (1) 理由書
- (2) 補助金申請額総括表（別紙1）
- (3) 補助金申請額内訳表（別紙2-1、2-2、2-3、2-4）
- (4) 事業計画書（別紙3-1、3-2、3-3、3-4、3-5）
- (5) その他変更（中止・廃止）承認申請に当たって必要と認められる書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名 連絡先

（注）補助金申請額内訳表及び事業計画書については、必要な様式を選択して使用する
こと。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

工事着工届

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

年 月 日付け徳島県指令 第 号で交付決定を受けた 年度徳島県
地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）に係る工事を着工しました
ので、次のとおり届け出ます。

1 工事の名称	
2 施設の所在地	
3 契約年月日	
4 着工年月日	
5 工事完成予定年月日	
6 請負業者の所在地及び 名称	
7 担当者の氏名及び 連絡先	
8 備考	

様式第4号（第9条関係）

工事等進捗状況報告書

設置主体（市町村名）

施設名	設置主体	県費補助額 A	12月末日の出来高 B	3月末日までの出来高見込 C	繰越見込高(100-C) D	繰越見込額 (A×D) E	備考
		円	%	%	%	円	
合計							

様式第5号（第10条関係）

第 号

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

年度徳島県地域医療介護総合確保基金
事業費補助金（介護分）の事業実績報告書

年 月 日付け徳島県指令 第 号で交付決定を受けた
年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）に係る事業実績について、
次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 関係書類

- (1) 補助金精算額総括表（別紙4）
- (2) 補助金精算額内訳表（別紙5-1、5-2、5-3、5-4）
- (3) 事業実績報告書（別紙6-1、6-2、6-3、6-4）
- (4) 当該補助金に係る歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (5) その他実績報告に当たって必要と認められる書類

2 補助事業完了年月日

年 月 日

3 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名 連絡先

（注）補助金精算額内訳表及び事業実績報告書については、必要な様式を選択して使用すること。

年度 徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）調書

県			市町村名											備考
			歳 入			歳 出								
歳出予算科目	交付決定額	補助率	科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち補助金 相 当 額	支出済額	うち補助金 相 当 額	翌年度 繰越額	うち補助金 相 当 額		
(項)社会福祉費 (目) (節)	円			円	円		円	円	円	円	円	円		

備 考

- 1 「科目」欄には、歳入にあっては、款、項、目及び節を、歳出にあっては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」欄には、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等に区分して、それぞれの額を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、流用増減額 等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 3 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

社会福祉法人等名
代表者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 第 号で交付決定を受けた 年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告する。

（1）施設の種類及び名称

（2）補助金交付規則（昭和58年5月10日徳島県規則第53号）第12条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

（3）消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額） 金 円

（4）添付書類

（3）の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

（5）担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名 連絡先

様式第8号(第11条、第13条関係)

受付日付印

補助金請求書

請求日

年月日

徳島県知事殿

請求者

住所

氏名

(法人名及び代表者名)

右の金額を 請求します。	請求 金額	円
-----------------	----------	---

摘要

補助事業名		
補助指令金額		
補助指令年月日		
補助指令番号		
補助額	既受領額	
	今回請求額	
	残額	
請求区分	1 精算	2 概算

口座振込先

金融機関名() 店舗名()

預金種別(1普通 2当座 9その他)

口座番号(右づめ)

口座名義(カタカナ書き)

()

発行責任者及び担当者(個人の場合は、担当者欄に連絡先のみ御記入ください。)

	氏名	連絡先
発行責任者		
担当者		

別紙1

補 助 金 申 請 額 総 括 表

団体名 :

(単位 : 円)

事業名	補助金申請額
1 介護施設等の整備に関する事業	0
(1) 地域密着型サービス等整備助成事業	
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業	
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	
(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	
(6) 介護職員の宿舎施設整備事業	
2 介護従事者の確保に関する事業	
合 計	0

補 助 金 申 請 額 内 訳 表

団体名	
-----	--

(単位：円)

No.	補助種別	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	か所数	A 総事業費	B 対象経費の 実支出額	C 寄付金その他 の収入額	D (A-C) 差引額	E 基準額	F 補助金 所要額	G 抵当権 設定
1	施設整備・大規模修繕・宿舎施設												
2	施設整備・大規模修繕・宿舎施設												
3	施設整備・大規模修繕・宿舎施設												
4	施設整備・大規模修繕・宿舎施設												
5	施設整備・大規模修繕・宿舎施設												
6	施設整備・大規模修繕・宿舎施設												
7	施設整備・大規模修繕・宿舎施設												
8	施設整備・大規模修繕・宿舎施設												
9	施設整備・大規模修繕・宿舎施設												
合 計													

(注1) 各市町村計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。（宿舎整備の場合、施設名称はその宿舎を利用する職員が所属する本体施設の名称を記入すること）

(注2) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額の合計額はB欄、D欄及びE欄の合計欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。（千円未満は切り捨て）

(注3) 抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権を設定する場合「有り」と記入すること。

別紙2－2 (介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業)

補 助 金 申 請 額 内 訳 表

団体名	
-----	--

1. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(単位：円)

No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	定員数（人） ※小規模多機能型居宅介護事業所にあたっては、宿泊定員	対象経費の 実支出額 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C (A - B)	基準額 D	補助金所要額 E
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
合 計										

(注1) 各市町村計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 交付金所要額欄には、施設等種別ごとに所要額を記入することとし、交付金所要額はC欄及びD欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。（千円未満は切り捨て）

2. 定期借地権設定のための一時金の支援事業

(単位：円)

No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	定期借地権の 設定期間 A	路線価	路線価に1／2 を乗じた額 B (A × 1／2)	対象経費の 実支出額 C	補助率 (1／2) D	補助金所要額 E
1										
2										
3										
合 計										

(注1) 各市町村計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 交付金所要額欄には、施設等種別ごとに所要額を記入することとし、交付金所要額はB欄及びC欄の額を比較して低い額に補助率を乗じた額の範囲内とすること。（千円未満は切り捨て）

補助金申請額内訳表

団体名	
-----	--

施設名等	設置主体	整備床数 ・ 転換前床数 ・ 施設数 ・ 事業所数	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A-C)	基準額 E	補助金 所要額 F	抵当権設定	(単位：円)
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業										
合計										

(注1) 各市町村計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 補助金所要額欄には、B欄、D欄及びE欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

(注3) 抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権を設定する場合「有り」と記入すること。

別紙2－4（介護従事者の確保に関する事業及び介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業）

(単位：円)

区分	総事業費 円 A	寄附金その他の 収入金 円 B	差引額 (A-B) 円 C	対象経費の支出 予定額 円 D	基準額 円 E	選定額 円 F	県補助基本額 円 G	県補助金所要額 円 H	(A-H) 円 I	備考
従事者・感染防止										
従事者・感染防止										
従事者・感染防止										
従事者・感染防止										
従事者・感染防止										
従事者・感染防止										
従事者・感染防止										

(注) 1 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

事業計画書

団体名	
-----	--

計画期間	年度～年度
------	-------

1. 公的介護施設等の整備に関する目標

2. 地域医療介護総合確保区域における公的介護施設等の整備状況

公的介護施設等の種類	施設数			定員			公的介護施設等の整備の目標を定めるに当たっての留意すべき課題
	(開所分)	(整備分)	(合計)	(開所分)	(整備分)	(合計)	
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							

3. 計画の作成等に係る住民の意見の反映

①住民意見の反映の仕組み

②整備目標に対する住民意見の反映

4. 事後評価の方法等

①評価の実施時期

②評価の方法

③評価の手順

5. 目標達成のために必要な公的介護施設等の整備事業、その費用の額及び交付予定額等

① 地域密着型サービス等整備助成事業に係る分

(単位：千円)

施設等の種類	単位		既存資源の活用 活用する既存資源及びその状況	対象経費の 実支出(予定)額	配分基礎 単価	加算額	交付 (予定)額	年度交付 (予定)額	年度交付 (予定)額	年度交付 (予定)額
	施設数	ニット数	件数							
番号 ① 介護給付等対象サービス等を提供する施設 ② 小規模特別養護老人ホーム ③ 認知症高齢者グループホーム ④ 小規模多機能型居宅介護事業所 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧										
	合 計			—						
特別法等の適用 沖縄 公害 地震 特豪										

② 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る分

(単位：千円)

施設等の種類	対象経費の 実支出(予定)額	配分基礎 単価	交付 (予定)額	年度交付 (予定)額	年度交付 (予定)額	年度交付 (予定)額
番号 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 計 ① 小規模特別養護老人ホーム ② 認知症高齢者グループホーム ③ 小規模多機能型居宅介護事業所 ④						
定期借地権設定のための一時金の支援事業 計 ① 小規模特別養護老人ホーム ② 認知症高齢者グループホーム ③ 小規模多機能型居宅介護事業所 ④						
合 計						

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先(直通)	メールアドレス
------	------	------	---------	---------

別紙3-2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

事業計画書

団体名	
-----	--

1. 事業を行うための基盤整備に関する目標

2. 市町村内における特別養護老人ホームの状況

特別養護老人ホーム の施設名称	設置主体	設置場所	居室形態			合計
			ユニット型 個室	左記以外 の個室	多床室	
①						
②						
③						
④						
⑤						
合 計						

ユニット型個室割合 %

3. 目標達成のために整備が必要な施設の名称、その費用の額及び交付予定額等

施設名称	施設等の種類	設置主体	設置場所

工事の実施方法	契約年月日	着工年月日	竣工年月日
直営 請負			

既存施設のユニット化改修等及び特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修
(単位:千円)

定員	対象経費の実支 出(予定) 額	交付基準 単価	算定基準によ る算定額	交付(予定)額
現員	うち 整備床数 a	b	c (a × c)	e (bとdのいづれか低い方)

改修工事の内容

介護施設等の看取り環境の整備

(単位:千円)

定員	施設数	対象経費の実支 出(予定) 額	交付基準 単価	算定基準によ る算定額	交付(予定)額
	a	b	c (a × c)	d (bとdのいづれか低い方)	e (bとdのいづれか低い方)

改修工事等の内容

共生型サービス事業所の整備

(単位:千円)

定員	事業所数	対象経費の実支 出(予定) 額	交付基準 単価	算定基準によ る算定額	交付(予定)額
	a	b	c (a × c)	d (bとdのいづれか低い方)	e (bとdのいづれか低い方)

改修工事等の内容

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先 (直通)		メール アドレス	
------	--	------	--	------	--	-------------	--	-------------	--

事業計画書

市町村、法人等名

担当者名

電話

E-mail

1. 事業概要

事業名	
目的	
事業内容	
実施場所	
実施期間 (実施時期・回数等)	

2. 所要見込額

経費区分	金額(単位:円)	積算
計		

※企画書などを別途作成している場合は添付すること。

※所要見込額は、対象経費の区分に沿って記載すること。

別紙3-4(介護福祉士試験実務者研修代替要員支援事業)

事 業 計 画 書

市町村等名 _____
 担当者名 _____
 電話 _____
 E-mail _____

研修の受講計画

養成施設名	受講期間	受講職員名	スクーリング日数	会場への移動に要する日数
	年 月 日～ 年 月 日		日	日
	年 月 日～ 年 月 日		日	日
対象日数合計				日

代替職員の雇用計画

雇用予定人数	人	勤務事業所		※時間単位での雇用の場合には、8時間を1日分と換算して記入
雇用予定期	年 月 日 ～ 年 月 日	雇用延べ日数	日	
賃金形態	月給・日給・時間給	賃金単価		
通勤手当	有・無	その他手当	有()・無	
健康保険	有・無	雇用保険	有・無	
厚生年金保険	有・無	労災保険	有・無	
その他法定福利費	有()・無	対象経費		円

添付資料

- ・代替職員の雇用条件(賃金、諸手当、法定福利費等)に関する規則の写し
- ・代替職員の雇用経費に関する計算書(別紙6-4-2)
- ・研修への参加が確認できる書類の写し(入学許可証明書等)

別紙3－5（介護職員の宿舎施設整備）**事業計画書**

1. 現状（例：対象となる本体事業所の状況【職員数等】、宿舎の主な利用者層の1つとして考えられる外国人職員の状況等）

2. 課題・必要性（職員の状況などの問題点など、及びその解決のためにどうして宿舎施設を整備する必要があるのか、など）

3. 整備の概要（新設、既存建物の改修 等の整備方法など）

構造（木造平屋建など）	延べ面積	定員	1人あたり面積	居室数	想定家賃	備考（個室・多床室の室数など）

※ 整備計画の分かる図面（位置図・平面図等）、写真等を添付すること。

4. 整備に要する経費

項目	単価	数量	金額	備考

※ 積算根拠等が分かる明細等を添付すること。

5. 近隣の借家状況等について（地区内のマンション等の整備状況、同規模・同程度賃借物件の家賃相場など）

法人名		事業所名		担当者名		連絡先 (直通)		メールアドレス	
-----	--	------	--	------	--	-------------	--	---------	--

別紙4

補 助 金 精 算 額 総 括 表

団体名 : _____

(単位 : 円)

事業名	補助金精算額
1 介護施設等の整備に関する事業	0
(1) 地域密着型サービス等整備助成事業	
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業	
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	
(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	
(6) 介護職員の宿舎施設整備事業	
2 介護従事者の確保に関する事業	
合 計	0

別紙5－1（地域密着型サービス等整備助成事業分及び介護職員の宿舎施設整備事業分）

補 助 金 精 算 額 内 訳 表

															団体名	
No.	補助種別	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	か所数	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A-C)	基準額 E	補助金 所要額 F	補助金 交付決定額 G	補助金 受入済額 H	差引過 △不足額 I (G-F)	抵当権 設定
1	施設整備・大規模修繕・宿舎施設															
2	施設整備・大規模修繕・宿舎施設															
3	施設整備・大規模修繕・宿舎施設															
4	施設整備・大規模修繕・宿舎施設															
5	施設整備・大規模修繕・宿舎施設															
6	施設整備・大規模修繕・宿舎施設															
7	施設整備・大規模修繕・宿舎施設															
8	施設整備・大規模修繕・宿舎施設															
9	施設整備・大規模修繕・宿舎施設															
合 計																

(注1) 計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備した施設等について記入すること。(宿舎整備の場合、施設名称はその宿舎を利用する職員が所属する本体施設の名称を記入すること)

(注2) 補助金所要額欄には、B欄、D欄及びE欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

(注3) 抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権を設定する場合「有り」と記入すること。

別紙5－2（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業）

補助金精算額内訳表

団体名	
-----	--

1. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(単位：円)

No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	定員数(人) ※小規模多機能型居宅介護事業所にあたっては、宿泊定員	対象経費の 実支出額 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C (A-B)	基準額 D	補助金所要額 E	交付決定額 F	補助金受入済 額 G	差引過不足額 H (F-E)
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
合計													

(注1) 各市町村計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 交付金所要額欄には、施設等種別ごとに所要額を記入することとし、交付金所要額はC欄及びD欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。（千円未満は切り捨て）

2. 定期借地権設定のための一時金の支援事業

(単位：円)

No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	定期借地権の 設定期間 A	路線価	路線価に1/2 を乗じた額 B (A×1/2)	対象経費の 実支出額 C	補助率(1/2) D	補助金所要額 E	交付決定額 F	補助金受入済 額 G	差引過不足額 H (F-E)
1													
2													
3													
合計													

(注1) 各市町村計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 交付金所要額欄には、施設等種別ごとに所要額を記入することとし、交付金所要額はB欄及びC欄の額を比較して低い額に補助率を乗じた額の範囲内とすること。（千円未満は切り捨て）

補助金精算額内訳表

団体名	
-----	--

施設名等	設置主体	整備床数 ・ 転換前床数 ・ 施設数 ・ 事業所数	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A-C)	基準額 E	補助金 所要額 F	補助金 交付決定額 G	補助金 受入済額 H	差引過 △不足額 I (G-F)	(単位：円) 抵当権設定
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業												
合 計												

(注1) 補助金所要額欄には、各施設ごとの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計欄は、B欄、D欄及びE欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

(注2) 抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入すること。

補助金精算額内訳表

区分	総事業費 A 円	寄附金 その他の収入金 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	基 準 額 E 円	選 定 額 F 円	県 補 助 基 本 額 G 円	県補助金 所 要 額 H 円	県補助金 交付決定額 I 円	県補助金 受入済額 J 円	差引過(△)不足 額 (J-H) K 円	(A-I) L 円	備 考
従事者・感染防止													
従事者・感染防止													
従事者・感染防止													
従事者・感染防止													
従事者・感染防止													
従事者・感染防止													
従事者・感染防止													
従事者・感染防止													
従事者・感染防止													

(注) 1 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

事業実績報告書

1 対象施設の概要（地域密着等サービス整備・ユニット化改修・職員宿舎共通）

（1）施設の名称及び所在地

（2）施設の種類

（3）設置の目的及び効果

（4）設置主体及び経営主体

（5）入所（利用）定員等

（6）ユニット化の状況

※既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業のみ記載

	改修前の状況（床数）	改修後の状況（床数）
従来型個室	床	床
多床室		
2人部屋	床	床
3人部屋	床	床
4人部屋	床	床
ユニット個室	床	床
合計（定員）	床	床

2 施設整備費に係る事業実績

（1）施設の規模及び構造

ア 整備事業

- （ア）敷地面積 m^2
（イ）敷地の所有関係 （自己所有地、借地の別）
（ウ）建物の面積 建築面積 m^2 、延面積 m^2
（エ）建物の所有関係 （自己所有地、借地の別）

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 小計 (本体工事費)	円
エ その他の工事費	円
オ 合 計	円

(3) 財源内訳

ア 県補助金	円
イ ○○補助金	円
ウ 設置者負担金	円
(内訳) 自己資金	円
寄付金	円
借入金	円
エ 合 計	円

(4) 施工実績

ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 竣工年月日
エ 事業開始年月日

(5) その他参考事項

事業実績報告書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 設置主体及び経営主体

(4) 入所(利用)定員

※小規模多機能型居宅介護事業所にあたっては宿泊定員も記載

(5) 開所年月日

2 介護施設開設準備等に係る事業実績

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 開設準備経費内訳

(ア) 需用費	_____円
(イ) 使用料及び賃借料	_____円
(ウ) 備品購入費	_____円
(エ) 報酬	_____円
(オ) 給料	_____円
(カ) 職員手当等	_____円
(キ) 共済費	_____円
(ク) 賃金	_____円
(ケ) 旅費	_____円
(コ) 役務費	_____円
(サ) 委託料	_____円
(シ) 合計	_____円

イ 財源内訳

(ア) 県補助金	_____円
(イ) 設置者負担金	_____円
(内訳) 一般財源	_____円
地方債	_____円
寄付金	_____円
借入金	_____円
(ウ) 合計	_____円

(2) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

ア 定期借地権契約の内容

(ア) 契約設定期間

(イ) 契約一時金額（対象経費） _____円

(ウ) 当該施設整備用地路線価 _____円

イ 財源内訳

(ア) 県補助金 _____円

(イ) 設置者負担金 _____円

(内訳) 一般財源 _____円

地方債 _____円

寄付金 _____円

借入金 _____円

(ウ) 合計 _____円

(3) その他参考事項

<添付書類>

- 施設の名称及び所在地、種類、設置主体、定員数等が確認できるもの
- 開所をしたことが確認できるもの（事業所指定の通知など）

※開所前に支払いを行う場合は開所予定日が確認できるものを添付し、
開所後速やかに開所が確認できるものを送付すること。

- 開設準備内訳の内容が確認できるもの
- 用地路線価が確認出来るもの
- 定期借地権に係る契約書写し
- その他必要な書類

事 業 実 績 報 告 書

市町村、法人等名担当者名電話E-mail

1. 事業概要

事業名	
目的	
事業内容	
実施場所	
実施期間 (実施時期・回数等)	

2. 執行額

経費区分	金額(単位:円)	積算
計		

※企画書などを別途作成している場合は添付すること。

※所要見込額は、対象経費の区分に沿って記載すること。

別紙6-4(介護福祉士実務者研修代替要員支援事業)

事 業 実 績 報 告 書

市町村等名 _____
 担当者名 _____
 電話 _____
 E-mail _____

研修の受講実績

養成施設名	受講期間	受講職員名	スクーリング日数	会場への移動に要した日数
	年 月 日～ 年 月 日		日	日
	年 月 日～ 年 月 日		日	日
対象日数合計				日

代替職員の雇用実績

雇用予定人数	人	勤務事業所		※時間単位での雇用の場合には、8時間を1日分と換算して記入
雇用予定期	年 月 日 ～ 年 月 日	雇用延べ日数	日	
賃金形態	月給・日給・時間給	賃金単価		
通勤手当	有・無	その他手当	有()・無	
健康保険	有・無	雇用保険	有・無	
厚生年金保険	有・無	労災保険	有・無	
その他法定福利費	有()・無	対象経費		円

添付資料

- ・研修の内容(日程、主催者、会場等)及び参加状況がわかる資料・修了証明書等の写し
- ・代替職員の雇用実績(雇用契約、出勤日、勤務時間等)や賃金、諸手当、法定福利費等の支払状況がわかる資料の写し
※代替職員以外の職員に関する個人情報等の記載部分は省略すること
- ・代替職員の雇用経費に関する計算書(別紙6-4-2)

別紙6-4-2 介護福祉士試験実務者研修代替要員支援事業

代替職員の雇用経費に関する計算書

積算総額	円
------	---

内訳

	金額(円)	積算方法(単価×期間)	備考
賃金			
通勤手当			
その他手当			
健康保険			
雇用保険			
厚生年金保険			
労災保険			
その他法定福利費			
合計			